平成２４年（フ）第１２号
山口県岩国市由宇町西２丁目３番18号、破産手続開始決定時の住所山口県大島郡周防大島町大字小松開作72番地10
破産者　吉谷　直樹
1　決定年月日　平成25年１月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第４１号
山口市下小鯖3836番地１　ハイツおの201、開始決定時の住所山口市大内御堀2070番地28
破産者　福本　善彦
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第６５号
佐賀県唐津市二タ子３丁目13番１号
破産者　田中　　希
1　破産債権の届出期間　平成25年２月４日まで
2　一般調査期日　平成25年２月18日午後２時30分
平成25年１月10日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１０３号
福岡県田川市大字川宮1404番地13
破産者　谷本　明巳
1　破産債権の届出期間　平成25年２月７日まで
2　一般調査期日　平成25年２月25日午前10時
平成25年１月８日　福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第４７８４号
大阪市浪速区湊町２丁目２番40―305号
破産者　今西　卓也
1　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
2　一般調査期日　平成25年３月11日午後３時30分
平成25年１月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３０号
三重県四日市市広永町1085番地１　コーポ広永205、前住所三重県四日市市川北２丁目９番10号
破産者　橋本　寅男
1　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
2　一般調査期日　平成25年３月７日午後１時30分
平成25年１月10日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第３７６４号
大阪府吹田市山田西３丁目18番２号
破産者　小川智恵美
1　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
2　一般調査期日　平成25年３月14日午後３時30分
平成25年１月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３７６号
大阪市天王寺区堂ケ芝２丁目12番５―503号
破産者　中間　武弘
1　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
2　一般調査期日　平成25年３月14日午後３時30分
平成25年１月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７９号
兵庫県宝塚市末成町39番23号
破産者　株式会社青柳食品
1　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
2　一般調査期日　平成25年３月14日午前10時25分
平成25年１月９日　神戸地方裁判所伊丹支部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第９８００号
大阪府箕面市萱野１丁目21番17号
破産者　池本　健次
1　期日　平成25年２月８日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年１月９日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１２６号
宮崎県都城市鷹尾４丁目12街区17号
破産者　岩﨑　知博
異議申述期間　平成25年３月11日まで
平成25年１月10日　宮崎地方裁判所都城支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第５０１号
福島県いわき市平上荒川字長尾74番地の８
清算株式会社　株式会社カタハマ興産
代表清算人　柏原　昭夫
1　決定年月日　平成25年１月８日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福島地方裁判所いわき支部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０６８号
東京都千代田区飯田橋１丁目５番８号
清算株式会社　株式会社ＡＩＴインディアジャパン
1　決定年月日　平成25年１月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第１号
愛知県安城市高棚町東山83番地
再生債務者　株式会社クレア
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年１月８日
名古屋地方裁判所岡崎支部

監督命令取消

平成２４年（再）第７号
奈良県生駒市東生駒３丁目207番地257、主たる営業所の所在地大阪市西区北堀江３―12―31ウエストリヴィエール１Ｆ
再生債務者　池尻歯科クリニックこと　池尻　正憲
主文　平成24年６月７日にした監督命令を取り消す。
平成25年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

資本の減少等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２４年（再）第９号
札幌市南区真駒内280番地
再生債務者　株式会社定山渓ゴルフ場
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　株式の取得
再生債務者は、発行済株式1454株を、再生計画認可決定確定後、最初に行う新株発行の効力が生ずる日に取得する。
2　資本金の額の減少
減少すべき資本金の額　金7270万円
資本減少の方法　発行済株式1454株全部を再生計画認可決定確定後、最初に行う新株発行の効力が生ずる日に消却する。
平成25年１月８日
札幌地方裁判所民事第４部

再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第６号
大阪市中央区南本町２丁目４番６号、開始決定時の本店所在地大阪市中央区南本町２丁目１番10号
再生債務者　株式会社カズキ高分子
特別調査期間　平成25年１月31日から平成25年２月４日まで
平成25年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２４年（再）第１号
愛知県安城市高棚町東山83番地
再生債務者　株式会社クレア
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　愛知県岡崎市明大寺町字奈良井35番地１　天野太郎法律事務所　弁護士　天野　太郎
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年１月８日
名古屋地方裁判所岡崎支部